

令和 7 年第 2 回沖縄県議会

(臨時会)

知事提出議案説明要旨

令和 7 年 5 月 9 日提出

沖 縄 県

ハイサイ、グスーヨー、チューウガナビラ。

令和7年第2回沖縄県議会臨時会の開会に当たり、まず、本年4月30日に起訴された米軍人による不同意性交等事件について、一言申し上げます。

今回の事件は、女性の人権や尊厳を蔑ろにする重大かつ悪質な事件であり、断じて許されるものではありません。更に、本事件は基地内で発生したものであり、基地内で働く従業員に安全上の懸念や大きな不安を抱かせるものです。

また、米軍人による性的暴行事件は令和5年12月からこれまで7件も発生し、今回の事件を含め4件が起訴されていることは、極めて遺憾であります。

そのため、去る5月2日に、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長、海兵隊太平洋基地司令官、在沖米国総領事に対し、事件に対し強く抗議をするとともに、隊員教育や綱紀粛正の徹底、実効性のある再発防止策を講ずること、基地内従業員の安全・安心を確保すること等を強く求めました。

県としては、引き続き、米軍及び日米両政府に対し、一層の綱紀粛正、実効性のある再発防止策、日米地位協定の

抜本的な見直しなどを求めてまいります。

それでは提出いたしました議案の概要及び提案理由を御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案２件は、地方自治法第179条第１項の規定により、専決処分を行ったことについて、同条第３項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

乙第１号議案は、地方税法が改正され、自動車税等の課税標準の特例の適用期限が延長されたこと等に伴い、沖縄県税条例の一部を改正したものであります。

乙第２号議案は、総務省令が改正され、対象地域における不動産取得税等に係る課税免除の特例の適用期限が延長されたこと等に伴い、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正したものであります。

以上、提出いたしました議案について、その概要及び提案の理由を御説明申し上げます。

慎重なる御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお
願い申し上げます。

ユタサルグトゥ、ウニゲーサビラ。